

兵庫県公報

令和6年3月29日 金曜日 第25号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則（港湾課）	1

公布された法令のあらまし

◎兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則（規則第13号）

尼崎西宮芦屋港及び姫路港に設置している港湾施設について、新たにその管理を指定管理者に行わせることに伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第13号

兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県港湾施設管理条例施行規則（昭和36年兵庫県規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表第5を次のように改める。

	港湾施設	所在地
尼崎西宮 芦屋港	来訪船舶係留施設並びにこれに隣接する修景護岸、駐車場及び緑地	西宮市西宮浜4丁目
	利便機能付係留施設	尼崎市扇町及び西宮市西宮浜1丁目
	上屋、給水施設、港湾施設用地及び緑地	西宮市西宮浜1丁目及び2丁目
	野積場	西宮市鳴尾浜2丁目、甲子園浜2丁目並びに西宮浜1丁目及び2丁目
	兵庫県立甲子園浜海浜公園	西宮市甲子園浜3丁目
東播磨港	小型船舶係留施設	明石市二見町南二見及び二見町西二見、加古郡播磨町新島並びに加古川市尾上町池田
姫路港	網干沖小型船舶係留施設	姫路市網干区網干浜
	上屋	姫路市飾磨区細江
	起重機	姫路市飾磨区中島、飾磨区細江及び広畑区富士町
	給水施設、野積場及び港湾施設用地	姫路市飾磨区中島、飾磨区細江、広畑区富士町及び大津区吉美

	休憩所	姫路市飾磨区中島
相生港	那波旅客来訪船舶栈橋	相生市那波南本町
淡路交流 の翼港	港湾施設	淡路市楠本
津名港	志筑来訪船舶栈橋	淡路市志筑

備考 修景護岸とは、その景観を整備した護岸をいう。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。